

ご利用ください！

# 消費生活総合センター



「通信販売で注文した商品が届かない」  
「必ず儲かると知人から誘われている」  
「メールやハガキで身に覚えのない請求を受けた」など、  
契約に関するトラブルや購入した商品に関するトラブルなどで  
お困りの方は、ぜひ消費生活総合センターへご相談ください！



相談はコチラ！

 **042 (775) 1770**

**相談受付時間** 月～金：午前9時～午後4時

(第2・4金曜日は午前9時～午後6時)

土日祝日：午前9時～正午、午後1時～午後4時

年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

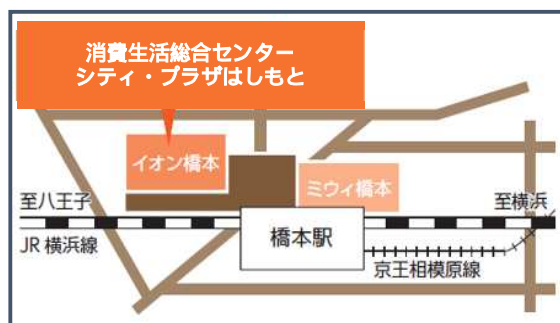
**所在地**

〒252-0143

相模原市緑区橋本6-2-1

シティ・プラザはしもと内

(イオン橋本店6階)



一人で悩まず、まずは相談！  
大切なのは、すぐ相談することです。  
「188(局番なし)」でも、最寄りの  
消費生活センターにつながります。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター  
「イヤヤン」



## 消費生活センターとは？

### 消費生活センターの役割

悪質商法による被害や製品事故の苦情などの消費生活に関する相談を受付けています。

資格をもった消費生活相談員が、問題解決のための助言や各種情報の提供、必要に応じてあっせん等を行います。



### 相談できること

商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルなど消費生活に関する相談や問合せを受付けています。

- 例)・携帯電話に身に覚えのないサイト利用料金を請求するメールが届いた。
- ・「無料で点検する」と訪問してきた業者に、高額な修理を勧められた。
  - ・路上で無料体験できると声をかけられエステ店に行き、高額な化粧品を購入させられた。



### 相談するにあたって

例えば、商品の購入に関するご相談であれば、購入時の状況（訪問販売にて購入など）契約日、商品名、金額、購入先、契約書などを控えておくことをお勧めします。スムーズな相談につながります。



相談の対象者は、相模原市内在住・在勤・在学の方です。  
また、町田市民の方は、来所相談のみ受け付けています。

## 被害防止にご活用ください！

### 相模原市消費生活メールマガジン

メールアドレスを登録いただいた方に、悪質商法や製品事故など、消費生活に関する情報をメールでお知らせします。

#### 【登録方法】

右のQRコードから読み込んだアドレスへ空メール  
(読み込めない場合はこちら

[sagami\\_syouhi@e.bme.jp](mailto:sagami_syouhi@e.bme.jp))

届いた本登録用メールから登録フォームにアクセス  
必要事項を入力し、「登録」ボタンをクリック



登録用QRコード

相模原市消費生活メールマガジンに関するお問い合わせは [042-775-1779](tel:042-775-1779) まで！

